(e) 情報が入手可能な直近の三年間の当該事業体の年間の収益及び資産総額

(f) 要請を受けた締約国の法令に基づいて当該事業体に適用される適用除外及び免除並びにこれらに関連する措置

(g) 当該事業体に関する公に入手可能な追加的な情報（年次財政報告及び第三者による監査を含む。）

5 要請を受けた締約国は、当該要請の日の後二箇月以内に、4の規定に基づいて求められた情報を提供するよう努める。

第十三・八条　一般的例外

この章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第十四章　知的財産

第Ａ節　一般規定

第十四・一条　冒頭の規定

1 両締約国は、革新的かつ創造的な商品の生産及び商業化並びに両締約国間のサービスの提供を促進し、並びに貿易及び投資から得られる利益を増大させるため、この章の規定及び両締約国が締結している国際協定に従い、知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害（不正使用及び違法な複製を含む。）に対して知的財産権を行使するための措置をとる。

2 締約国は、この章の規定に反しないことを条件として、この章において要求される知的財産権の保護又は行使よりも広範な保護又は行使を自国の法令において規定することができるが、そのような義務を負わない。

3 この章の規定の適用上、「知的財産」とは、第十四・八条から第十四・四十四条まで又は貿易関連知的所有権協定第二部第一節から第七節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう。知的財産の保護には、千八百八十三年三月二十日にパリで作成された工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）(注)第十条の二に規定する不正競争からの保護を含む。

(a) イノベーション及び創造性を促進すること。

(b) 情報、知識、技術、文化及び芸術の普及を円滑にすること。

(c) 競争を促進し、及び開放された、かつ、効率的な市場を育成すること。

第十四・三条　国際協定

1 この章の規定は、両締約国が締結している知的財産の分野における他の国際協定に基づく両締約国の権利及び義務を補完する。

2 両締約国は、この協定の効力発生の日に両締約国が締結している知的財産に関する国際協定に定める義務を履行することについての約束を確認する。当該国際協定には、次のものを含む。

(a) 貿易関連知的所有権協定

(b) パリ条約

(c) 千九百六十一年十月二十六日にローマで作成された実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「ローマ条約」という。）

(d) 千八百八十六年九月九日にベルヌで作成された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下「ベルヌ条約」という。）(注)

注　ベルヌ条約とは、千八百八十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（千九百七十九年九月二十八日の修正を含む。）をいうものと了解する。

(e) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された著作権に関する世界知的所有権機関条約

(f) 千九百九十六年十二月二十日にジュネーブで採択された実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

(g) 千九百七十七年四月二十八日にブダペストで作成された特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約

(h) 千九百六十一年十二月二日にパリで作成された植物の新品種の保護に関する国際条約（以下「千九百九十一年のＵＰＯＶ条約」という。）(注)

注　千九百九十一年のＵＰＯＶ条約とは、千九百九十一年三月十九日にジュネーブで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約をいうものと了解する。

(i) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書

(j) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約

(k) 二千年六月一日にジュネーブで採択された特許法条約

(l) 千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで採択された商標法条約

(m) 二千六年三月二十七日にシンガポールで採択された商標法に関するシンガポール条約

(n) 千九百九十九年七月二日にジュネーブで採択された意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

(o) 二千三年六月二十七日にマラケシュで採択された盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約

(p) 千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定

(q) 千九百五十七年六月十五日にニースで作成された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定

3 各締約国は、この協定の効力発生の日までに二千十二年六月二十四日に北京で採択された視聴覚的実演に関する北京条約を締結していない場合には、同条約を批准し、又は同条約に加入するためにあらゆる合理的な努力を払う。

第十四・四条　内国民待遇

1 一方の締約国は、この章の規定の対象となる全ての種類の知的財産について、知的財産の保護（注1）に関し、自国の国民（注2）に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の国民に与える。ただし、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び千九百八十九年五月二十六日にワシントンで採択された集積回路についての知的所有権に関する条約に既に定める例外については、この限りでない。実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、この協定に定める権利についてのみ適用する。

注1　この条及び次条の規定の適用上、「保護」には、知的財産権の取得可能性、取得、範囲、維持及び行使に影響を及ぼす事項並びにこの章において特に取り扱われる知的財産権の使用に影響を及ぼす事項を含む。

注2　この条及び次条の規定の適用上、「国民」とは、貿易関連知的所有権協定におけるものと同一の意味を有する。

2 1の規定に基づく義務については、貿易関連知的所有権協定第五条に定める例外にも従う。